

## 和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第48号、97号を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第48号生産緑地地区	約0.19ha	変更概要図（1/4）参照
第97号生産緑地地区	約0.23ha	変更概要図（2/4）参照

- 2 都市計画生産緑地地区中第85号、140-2号を廃止する。

名 称	面 積	備 考
第85号生産緑地地区	約0.05ha	変更概要図（3/4）参照
第140-2号生産緑地地区	約0.06ha	変更概要図（4/4）参照

## 理 由

法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び変更指定時の錯誤により都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

新旧対照表

	名 称	面 積	備 考
新	第48号生産緑地地区	約 0.19ha	
旧	第48号生産緑地地区	約 0.18ha	
新	廃 止		
旧	第85号生産緑地地区	約 0.05ha	
新	第97号生産緑地地区	約 0.23ha	
旧	第97号生産緑地地区	約 0.34ha	
新	廃 止		
旧	第140-2号生産緑地地区	約 0.06ha	

## 変更概要書

名 称	変更の内容
第 4 8 号生産緑地地区	換地処分後の変更指定時に錯誤があった。 面積及び区域の変更 面積約 0.18ha に 64 m <sup>2</sup> を追加し面積約 0.19ha に 変更する。
第 8 5 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約 0.05ha を廃止する。
第 9 7 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約 0.34ha のうち約 0.11ha を削除し面積約 0.23ha に変更する。
第 1 4 0 - 2 号生産緑地地区	法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約 0.06ha を廃止する。

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、和光都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

## 1 和光都市計画における位置等

和光都市計画生産緑地地区第48号、第85号、第97号、第140-2号

## 2 決定（変更）の必要性及び内容

和光都市計画生産緑地地区第85号、第97号、第140-2号において、生産緑地法第10条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第14条の規定に基づく行為制限の解除があったので、第97号については面積及び区域の変更を行い、第85号、第140-2号については地区を廃止する。

和光都市計画生産緑地地区第48号において、換地処分後の変更指定時に錯誤があったため、面積及び区域の変更を行う。



# 計画図

和光市 都市整備課

縮尺 1/2500

凡例

生産緑地地区

# 1



# 計画図


## 和光市 都市整備課

### 縮尺 1/2500

凡例

生産緑地地区

# 3





4

計画図

和光市 都市整備課

凡例  
生産緑地地区

縮尺 1/2500



# 5



## 計画図

和光市 都市整備課

縮尺 1/2500

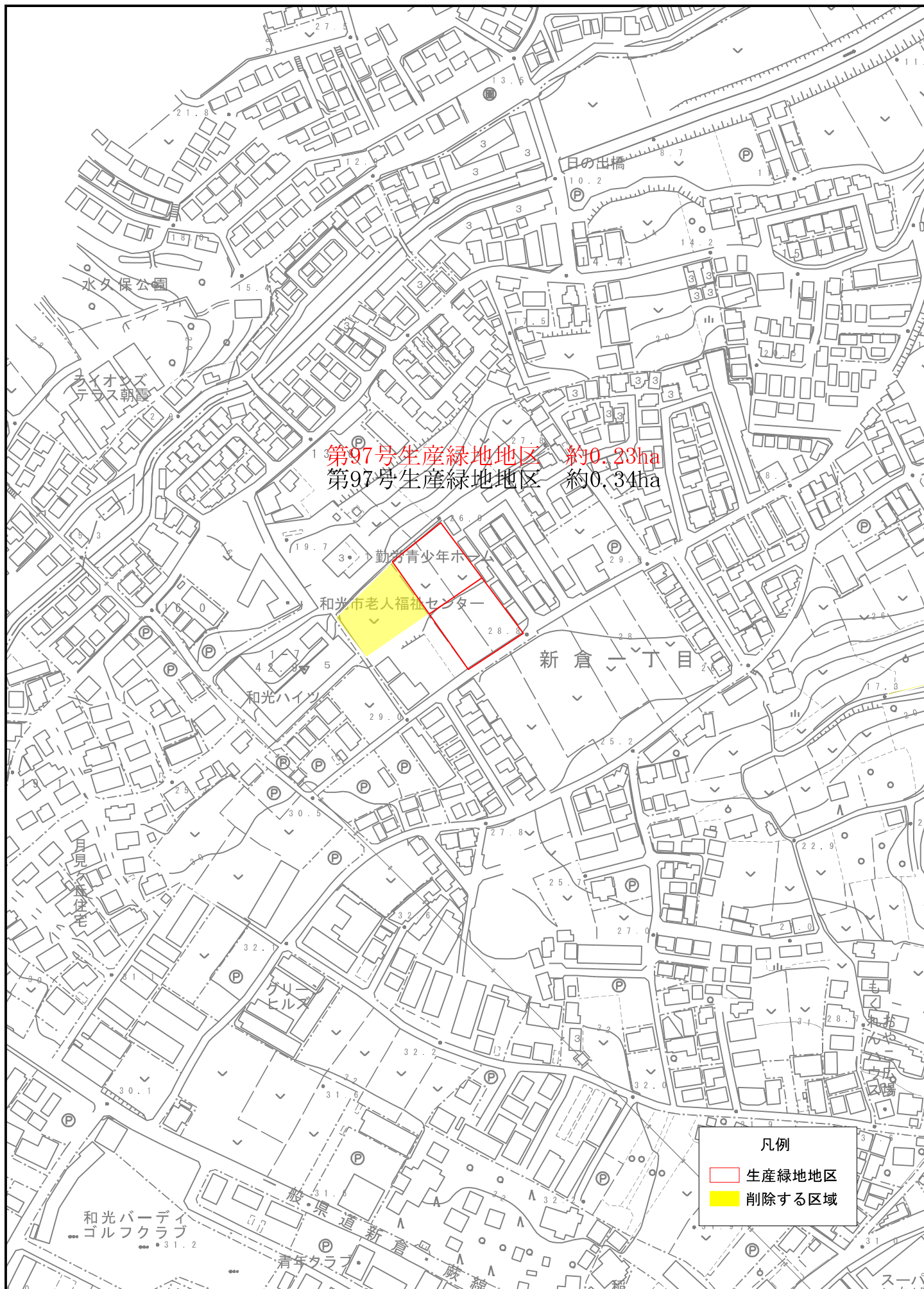
- 凡例
- 生産緑地地区

区立学校給食調理場

# 変更概要図 (1/4)



変更概要図 (2/4)





変更概要図 (4/4)

